

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情4第10号	受理年月日	令和4年2月8日
件 名	特定非営利活動法人「コロちゃんの家」認可保育所の建設工事中止と、目黒区から東京都への認可事業申請の取り消しを求める陳情		

【陳情の趣旨】

陳情に至る経緯と背景

現在の状況

昨年（2021年）3月から目黒本町5丁目において開始された特定非営利活動法人「コロちゃんの家」（以下法人）の認可保育所建設工事が、アスベスト対策をせずに建物解体工事を行い、法令違反があったことを理由に、法人が工事を中断している。

アスベストが塗装されたビルの解体改裝中の建築物が全く覆いもなくむき出しで放置されており、構造壁等を解体した状態で地震によるビルの倒壊とアスベス
ト粉塵の飛散を心配して暮らしている状況が続いている。

経緯

2021年5月6日～25日の解体工事

当初はビルの覆いもなく解体がおこなわれ、更に、アスベスト対策用の覆いもなく解体工事が実施され、時折前が見えないほどの粉塵が飛散し周辺に不安が広がった。

喘息の発作や咳、子供のものもらいが治らないなど、健康被害を訴える住民もあり、この期間の工事報告書の提出を建設会社、法人に求めるも開示されなかった。

5月25日に、検査で天井材・外壁塗材にアスベストが検出されたので6月から専業業者に撤去作業をさせると建設会社の説明がある。

解体箇所のアスベスト検査と区からの指導

再三にわたる住民からのアスベスト飛散を心配する声により、8月27日にこの間の解体箇所の近傍の検体を採取してアスベストの有無の検査を行った、その際、目黒区建築課が現場状況を観察し、建築確認申請をせずに工事が進められ建築基準法違反が発覚し、区の指導で工事を止めた。

この調査の結果が9月22日に報告され、3月に実施された違法建築部分撤去工事の残骸と5月6日～5月25日のアスベスト対策を行わないで解体された21カ所からアスベストが検出され、外壁のみでなく、内壁の塗材にもアスベストが含まれており、解体工事でアスベストが周辺に飛散したことが明確になった。

3月に実施された違法建築部分撤去工事については、“大気汚染防止法”、5月に実施された解体工事については“大気汚染防止法”ならびに“目黒区要綱”に違反していることが区から法人に指摘される（11月30日提出目黒区長宛て質問状に対する区の回答）。

目黒区の説明会と建設会社の撤退に至る「工事経過報告書」

9月22日に、アスベスト暴露の不安・不信から説明会の開催を区に依頼したが、区の主催でようやく12月12日に近隣住民・法人保育所保護者に対しての説明会として、「共同保育所コロちゃんの家」の認可保育計画に関する懇談会が開催された。

この懇談会で工事の請負業者がその場で撤退を表明し、今回、法人理事長と設計会社の指示のもと、工期と費用を優先し行われた極めて悪質な工事であったことが記載された「工事経過報告書」が参加者に配布された。

この報告書には、通常入札前にアスベスト調査を行うべきところ、調査が行われていなかつたこと。アスベスト調査は解体工事開始後に近隣住民が不安を訴えたため3カ所のみの調査が実施されたこと。5月20日の工事打ち合わせで、本建物のアスベストをすべて除去することは莫大な費用と工期が必要なことから、除去範囲外のアスベストは上から仕上げ塗装のみとし、アスベスト含有建材を建物に残したまま問題を先送りするよう法人理事長が指示したとあり、0歳からの子供達が日々生活する場でありながら、子供の健康及び安全を第一に考えるのではなく、目的を優先する法人のモラルが浮き彫りになっている。

以上の現状と経緯から

工期と費用を優先し“大気汚染防止法違反”及び“区の要綱違反”にもかかわらず、アスベスト飛散防止対策をしないまま解体工事を進め、周辺住民は現在も心身に大きな不安を抱えている。上記法律違反の他、工事にあたり、故意に建築確認申請を出さず、強引に工事をすすめ、“建築基準法違反”を区から指摘された、遵法精神に欠ける法人であること。

保育所設置には周辺への説明及び調整が十分になされていること（厚労省・保育所設置許可等の規準に関する指針）とされているが、懇談会直前、法人自ら謝罪や責任説明はなく、「事業に数千万の自己資金が必要。保護者・卒園者・地域の方々など200人に及ぶ人からカンパと出資金の支援をしてもらったので保育所事業をなんとしても結実させたい」との、書簡と今後の計画書が届く（法人理事長手紙）。

保育所周辺住民の心身に対する不安や責任の所在等問題が何ら解決されていないにも関わらず、今後工事再開・事業実施を一方的に進めようとしている自分本位の法人であること。

建物内にアスベストを残したものにすることは、東京都環境局は、保育所として「相応しいか相応しくないかと問われれば、相応しくない」、目黒区環境保全課は「推奨しない」としている。子供達が日々生活する場の安全・安心の観点から、保育所として到底相応しくなく、子育て施設に対する安全責任が著しく欠如している法人であること。

アスベスト対策がされずに解体工事が行われたことは、解体工事に関わった現場の作業員がアスベスト暴露の可能性があること（労働安全衛生法及び廃棄物処理法違反の疑い）。

【陳情事項】

当該法人による保育所は到底受け入れられるものではなく、目黒本町5丁目における特定非営利活動法人「コロちゃんの家」認可保育所の建設工事の中止と、目黒区の東京都への認可事業申請の取消しを求めます。